

申請前に「現地流用土分析調査」を実施した場合の取扱い

チェック

- 現地流用土のみによる盛土等の行為において、申請前に「現地流用土分析調査」(p.21)を実施した場合は、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することができます。
- 許可申請時からの計画変更により事業区域外からの土砂等を搬入して盛土等を行った場合、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することはできません。
- 申請前に「現地流用土分析調査」を行ったか否かにかかわらず、盛土等区域外に排出される水の水質調査は省略することはできません。
- 施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合でも、土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)の提出は必要です。

【施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合の提出書類】

- 土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)

※ 備考欄に「対象期間内に区域外からの土砂等の搬入はなし」と記載

【解説】

- ・同一事業区域の土砂等のみによる盛土等については、外部からの汚染の持ち込みはないと考えられるため、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することを認めます。
- ・なお、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合でも、土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)は提出しなければなりません。

[現地流用土のみで盛土等を行う場合の土壌の汚染状況の調査のイメージ]

